

移動式クレーンの 安全管理ポイント

建設工事現場においては「墜落・重機・交通」事故発生の割合が高く、その事故防止対策が強く求められております。ここでは、重機の中から移動式クレーン作業の事故防止対策に取り組みました。

この安全ポイントは、発生した事故例を活用してまとめたものです。移動式クレーン作業の事故防止に広く活用して下さるようお願いいたします。

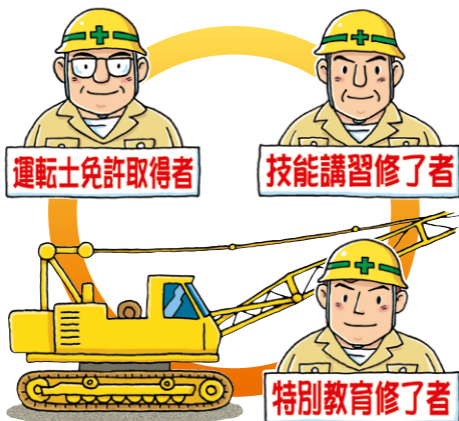


一般社団法人 日本建設業連合会
公衆災害対策委員会 交通対策部会
建設三団体安全対策協議会

2019.5

ポイント1

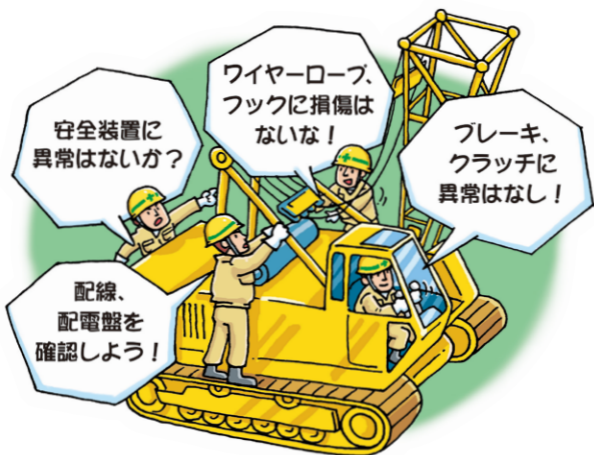
有資格者による 作業の実施



- 移動式クレーンの運転、玉掛けは有資格者でなければできません。次の資格証を確認しよう。
- 移動式クレーンの運転は、
 - ・ 釣り上げ荷重5t以上は「運転士免許取得者」
 - ・ 釣り上げ荷重1t以上5t未満は「技能講習修了者」
 - ・ 釣り上げ荷重1t未満は「特別教育修了者」
- 玉掛けは、
 - ・ 釣り上げ荷重1t以上の移動式クレーンの玉掛けは「技能講習修了者」
 - ・ 釣り上げ荷重1t未満の移動式クレーンの玉掛けは「特別教育修了者」
- 誘導合図は、事業者から指名された者が行う。

ポイント2

作業開始前点検と 月例点検の実施



- 巻過防止装置や過負荷警報装置等の安全装置に異常はないか点検、確認しよう。
- ブレーキ、クラッチに異常はないか確認しよう。
- ワイヤロープ、フック等のつり具に損傷はないか確認しよう。
- 配線、配電盤及びコントローラーに異常はないか確認しよう。
- 移動式クレーン検査証の有効期間(原則として2年)を確認しよう。
- 定期自主検査(年次・月例)を必ず行なおう。

ポイント3

作業計画に基づく 作業の実施



- 作業場所及び周辺の地形・地質・地盤強度を確認し、地盤改良・敷鉄板等の必要性を検討しよう。
- つり荷の形状、大きさ、重量及び数量等を確認しよう。
- 使用する機種は、十分な能力を有するものを選定しよう。
- 作業員は配置計画により配置しよう。
- 合図者を決め、その合図のもとに作業をしよう。
- 作業内容に変更が生じた場合は作業計画の見直しを検討しよう。

ポイント4

作業時の 安全確保



- アウトリガーは最大限に張り出しているか確認しよう。
- 安全装置を解除していないか確認しよう。
- 危険範囲の立入禁止措置を確認しよう。
- 適正な玉掛用具であるか確認しよう。
- 定格荷重を超える荷重をかけていないか確認しよう。
- 地盤強度の弱い場所では地盤改良や敷鉄板を設置しよう。
- つり荷直下への立入禁止を守ろう。

ポイント5

作業危険範囲の 立入禁止措置



■ 第三者の立入禁止措置について

- ・ 迂回路の設置をしよう。
- ・ 交通誘導員を配置し歩行者、自転車・自動車運転者の安全を確保しよう。
- ・ 作業危険範囲立入禁止柵等の措置をしよう。

■ 関係作業員以外の立入禁止措置について

- ・ 作業前に立入禁止の周知徹底をしよう。
- ・ 安全作業通路を設置しよう。

ポイント6

架空電線接近場所 での安全作業



- 事前に電力会社と安全対策の打合せをし、協議、確認した事項は作業員に周知徹底をしよう。
- 専任の監視員を配置し、十分に監視をしよう。
- ジブ等が接近しただけでも、スパーク、感電、停電事故となるので、電圧に応じた電線からの離隔距離を確保しよう。
- 万一、電線に接触したら、あわてずジブを電線から離し、電線が切れたら、垂れ下がった電線のところには近づかないよう立入禁止措置をし、電力会社に速やかに連絡しよう。

👉ポイント⑦

事故・災害発生時の措置



- 被災者の救出を最優先し、応急手当を行い医療機関に移送しよう。
- 二次災害防止の措置（立入禁止措置・作業中止命令・避難命令）をして、現状を保存しよう。
- 電線切断時は、一旦停電しても再送電されることがあるので電線に触れないようにし、感電事故に注意しよう。
- 関係部門へ災害発生 の報告をしよう。

ポイント8

強風時の作業中止 の厳守



- 強風（10分間平均風速が毎秒10 m以上）の時は作業を中止しよう。
- 風の影響でつり荷が揺れ、又は回転し作業半径が増大したりする時は作業を中止しよう。
- 作業中止の際、移動式クレーン転倒の恐れのある場合はジブを堅固な物に固定するか収納又は地上に降ろすようにしよう。

ポイント9

組立・解体作業時の 厳守事項



- 作業開始前に作業方法・手順等について十分な打合せをしよう。
- 作業指揮者の指揮で作業をしよう。
- 関係者以外立入禁止措置を講じよう。
- ジブ落下防止安全架台を使用して作業をしよう。